

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月9日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(条件付採用期間及びその延長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 職員が条件付採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、<u>任命権者は、人事委員会の承認を得てその日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長することができる。</u>ただし、条件付採用期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(条件付採用期間及びその延長)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 職員が条件付採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長する<u>ものとする。</u>ただし、条件付採用期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。